

会 則

【 名称・本部 】

1. 協会の名称は、岐阜市早朝野球部会とする。
2. 部会の事務局は部会の定める場所に置く。

【 目 的 】

1. 部会は野球を通して健康と親睦を目的とする。

【 事 業 】

1. 各種大会(4大会)の開催、岐阜県早起き野球大会(リーグ戦上位 2 チーム)、中部早起き野球大会に参加する。

【 登 録 】

1. 岐阜市早朝野球部会に登録した選手に限る。
2. 登録変更は随時可能。その都度事務局に変更届を提出すること。
3. 新規登録チームの加入費は2万円とする。

【 運 営 費 】

1. 年間 ¥80,000(各チーム) 4月～6月の定例会にて納入する事。

【 定 例 会 】

1. 各月第二水曜日、午後7時 30分より開催。(2月～11月)
各チーム1名 必ず出席の事。

【 納 会 】

1. 部会の納会並び表彰式には各チーム 3 名以上出席の事(2 名以下の場合でも 3 名分の会費を徴収するものとする)

【 試 合 方 法 】

1. 試合は7回戦(7時 20 分以降新しいイニングに入らない)。
2. 試合開始は 6 時とする(基本)
3. 同点の場合は引き分けとする(両者0、4勝)、5回前でも試合成立。
(但しトーナメントの場合は抽選とする)。
4. 開始時間に9名揃わない場合は不戦敗とする(部会特別救済ルールあり)
5. 5回終了時点7点差コールドゲームとする。
6. 当日の試合可否は主審に一任する(前日の天気予報 0-6 時が 80%以上は否)
7. 打者・次打者・走者はヘルメット、ソフトスパイク、捕手はレガース着用とする。
8. 使用球は、マルエス・M 号とする
9. 塁審は対戦チームで、各1名選出しその日の塁審に当たる。

※ その他

シーズン中の脱会は認めない、万一権利を放棄されても加入費・会費は返却しない。

ゲーム中の事故は(器物破損・人身等)両チームにて処理、解決の事。

スポーツ保険に必ず加入して下さい。

部会の開会式はありません